

★今月のテーマ：資金調達★

いつもお世話になっております。

最近、地震の影響で資金繰りが苦しくなっているというお話をよくうかがいます。

そこで今回は、融資の申請の際に「銀行の融資担当者が決算書をどう読むか」をご紹介しますと思います。

現在融資申請をお考えのお客様の一助になれば幸いです。

まずは、金融庁公表「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」の一部を抜粋してお見せします。

銀行の融資担当者は決算書をこう読む！

1. 代表者等（社長およびその家族）からの借入は、自己資本にプラスして考えます。

（注）ただし、代表者等が返済を要求することが明らかになっている場合を除きます。

逆に代表者等への貸付は、自己資本からマイナスして考えます。

2. 代表者等の預金や不動産等の財産についても、返済能力の判断にあたって加味される場合があります。

3. 会社の決算が赤字であっても、その原因が代表者等への役員報酬や家賃の支払いの場合には、これを考慮して貸付の可否を判断します。

4. 減価償却の初期においては、減価償却の負担が大きいため、赤字や債務超過に陥りやすいという特徴も考慮されます（定率法を採用した場合）。

この文章によれば「この会社は債務超過だから」「赤字だから」ということのみで貸付の可否を判断するのではなく、経営者と企業とを一体として判断し（上記1～3）、また赤字となった原因（上記3、4）も勘案して総合的に検討されるようです。いいかえると

「会社の決算が赤字であっても、それが『利益の圧縮目的の役員報酬の支払い』や、『耐用年数初期の減価償却費の計上』によるものであれば、それを考慮して（利益の額に加算して）判断してくれる」ということでしょう。

もちろん、融資にあたっては決算書のみでその可否を決めるのではなく、その会社の「技術力」「販売力」「経営改善に向けた取り組み」等を総合的に評価して決定されます。

※ 上記「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」は、下記HPからダウンロードできます。

http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/manual_yokin/bessatu/y1-01.pdf

ところで融資の申請先としては、①日本政策金融公庫と、②県の制度融資の2つが代表的なものですが、商工会議所の方の話によると「日本政策金融公庫はずいぶん審査が厳しくなった」とのことです。もし最初に日本政策金融公庫で残念な結果だったとしても、諦めずに県の制度融資の門を叩きましょう。

県の制度融資についての必要書類・申請手順等は、最寄りの商工会議所にお尋ね下さい。

今月は以上です。来月は会社のリスク管理の一環として保険について書いてみます。